

身体拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人 エルフィン

エルフィン

1. 基本的な考え方

障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束その他行動を制限する行為を行ってはならない。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その必要性について組織的に検討した上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとする。

2. 根拠

(1) 障がい者虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件をすべて満たすことが必要。

- ・切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法が無いこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 基本方針

(1) 当法人（事業所内）での共通理解

事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他傷行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作等（身体を抑える拘束）
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンのための個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

(2) 研修の実施

- ・定期的な教育や研修（年1回）を実施
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修の実施
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う

(3) 委員会の実施

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(4) 身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由など記入
- ・身体拘束を発見した場合は、利用者に係る支給決定市町の虐待担当窓口に通報する

(5) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除

(6) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める

4. 指針の閲覧に関する基本方針

- ・本指針は利用者又はその家族や関係機関が閲覧できるよう事業所内に掲示

5. 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・本指針に定める事項以外にも、障がい者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、身体拘束等の適正化の推進に取り組む。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。